

第24回

定時株主総会

招集ご通知

お知らせ

本年の株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止にご配慮いただきまして、株主総会当日のご来場はできるだけお控えくださいますようお願い申し上げます。また、株主総会当日ご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年6月24日（金曜日） 午前10時
（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）

開催場所

東京都港区芝大門一丁目1番30号
芝NBFタワー1階 くるまプラザ第1～第3会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目次

第24回定時株主総会招集ご通知	3
事業報告	8
連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告書	34
株主総会参考書類	39
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役1名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	

【社 是】

健康長寿社会への貢献

【企 業 理 念】

私たちは「品質第一」に徹し、安心して清潔な商品を提供します。

私たちは「誠実第一」に徹し、丁寧でまごころを込めたサービスを提供します。

「新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ」

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主様には可能な限り、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げるとともに、株主様の安全を第一に考え、本株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

何卒、ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

- ①株主様同士のお席の間隔を広く取るため、株主席数に限りがあり、当日入場できなくなる可能性がございます。万が一、お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ②本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ③本株主総会当日、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただく場合がございます。その他にも会場において感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご理解並びにご協力賜りますようお願い申し上げます。
- ④本株主総会に出席する取締役、監査役及び運営メンバーは、マスク等を着用して対応させていただきます。
- ⑤接触感染のリスク低減のため、ご来場の際のお土産の配布及びドリンクコーナーの設置を取りやめさせていただきます。

以 上

証券コード 2393

2022年6月8日

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目1番30号
株式会社日本ケアサプライ
代表取締役社長 高 崎 俊 哉

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本年の株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いておりますので、株主様には可能な限り議決権の事前行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

議決権の事前行使をいただける場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月23日（木）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

本招集ご通知6ページから7ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日(金曜日)午前10時
(受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都港区芝大門一丁目1番30号
芝NBFタワー1階 くるまプラザ第1～第3会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
- 第24期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第24期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記の書類につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ① [連結計算書類] 連結注記表
 - ② [計算書類] 個別注記表
- ◎以下のような状況が生じた場合は、下記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ① 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合

■(株)日本ケアサプライ ウェブサイト
https://www.caresupply.co.jp/ir/event/event_03.html



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年6月24日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 票
XXXXXXXXXX月XX日

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
秘密パスワード XXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによる議決権行使を有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。

インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

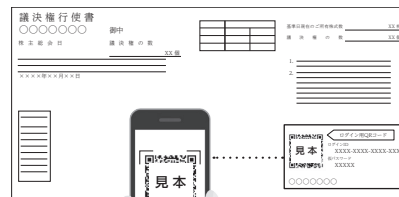
2022年6月23日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

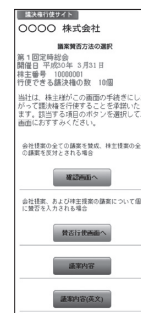
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、次ページの「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

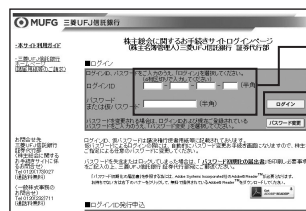
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

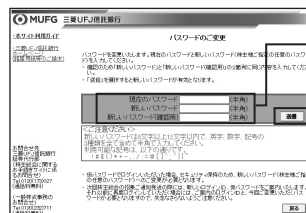
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

午前2時から午前5時はご利用いただけません。
パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027 (通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が再拡大に転じたものの、感染リスクを下げながら社会活動が継続されたことで持ち直しの動きがみられました。しかし、ウクライナ情勢等地政学リスクの影響もあり、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

介護保険制度の福祉用具貸与におきましては、次期介護保険法改正（2024年度）に向けて、「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」が2月から開催されております。福祉用具貸与・販売種目のあり方や福祉用具の安全な利用促進について議論し、結論は社会保障審議会介護保険部会に引き継がれることとなっております。

このような状況下、当社グループは、役職員の日々の感染予防、健康管理の強化、職場における感染拡大防止策を講じるなどの対策を行い、福祉用具や食事サービスの安定供給を通じて、卸の立場ながらライフラインとしての役割を担うため、事業の継続に努めるとともに、新型コロナウイルス感染拡大により常態化した営業活動の制限への対応にも取り組んでまいりました。

福祉用具サービスにおける福祉用具レンタル卸においては、新たな事業者支援策として、2020年6月よりオンラインセミナー「グリーンケアフォーラム」を開催してまいりました。特定のタイムリーなテーマに対する識者の講演により質の高い情報発信に努め、当連結会計年度においては全11回開催することができ、大変ご好評をいただきました。また、オリジナルカタログでは、福祉用具専門相談員のカンファレンスを支援する内容の充実を図りました。

高齢者生活支援サービスにおいては、事業者向けECサイト「グリーンケアオンラインショップ」や食事サービスの受注拡大に努めました。また、在宅にお住まいの高齢者のおむつ漏れを改善するサービスとしてフィッティング付きおむつ配送サービス「おむピタ」

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

を開始しました。

拠点展開においては、都市部の需要増加に対応した新規の拠点開設や倉庫大型化に向けた既存拠点の移転を推進しております。当連結会計年度においては、6営業拠点（2021年4月「三重営業所」、5月「仙台営業所」、9月「湘南営業所：湘南ステーションを拡大し、営業所化」、11月「長岡ステーション」、12月「広島営業所」、2022年3月「郡山営業所」）を移転、1営業拠点（2022年2月「名古屋東ステーション」）を新設することができました。なお、当連結会計年度末現在の営業拠点数は89拠点となっております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、レンタル・販売が堅調に推移し、売上高23,297百万円（前連結会計年度比10.8%増）となりました。

利益面では、レンタル売上の増加に伴い、レンタル資産の購入による減価償却費や物流費の増加、さらに将来を見据えて先行的に実施した人員数の増加による人件費の増加及び営業拠点新設・移転による開発費用の増加などにより、営業利益2,327百万円（同10.9%減）、経常利益2,362百万円（同10.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,675百万円（同3.3%減）となりました。

なお、当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しております。そのため、当連結会計年度における各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

企業集団のサービス区別売上状況は次のとおりであります。

サービス区分	第23期 (2021年3月期) (前連結会計年度)		第24期 (2022年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
福祉用具サービス	18,711	89.0	20,560	88.3	1,849	9.9
高齢者生活支援サービス	2,306	11.0	2,737	11.7	430	18.7
合計	21,017	100.0	23,297	100.0	2,280	10.8

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、6,895百万円であり、その主なものは当社のレンタル資産の取得6,245百万円であります。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、(株)ケアビジネスサポートシステムの株式を2022年3月31日付で900株取得し、子会社（出資比率90%）といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2019年3月期)	第 22 期 (2020年3月期)	第 23 期 (2021年3月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	17,379,323	19,097,258	21,017,731	23,297,750
経 常 利 益 (千円)	2,082,157	2,164,429	2,636,445	2,362,654
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,424,203	1,494,661	1,732,744	1,675,131
1株当たり当期純利益 (円)	91.66	96.19	111.52	107.81
総 資 産 (千円)	19,198,699	18,032,697	20,224,026	21,319,877
純 資 産 (千円)	12,843,677	13,574,837	14,606,035	15,513,187
1株当たり純資産額 (円)	826.29	873.33	939.62	997.50

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2019年3月期)	第 22 期 (2020年3月期)	第 23 期 (2021年3月期)	第 24 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	17,032,949	18,750,300	20,684,973	22,978,399
経 常 利 益 (千円)	2,071,732	2,157,149	2,619,098	2,344,001
当 期 純 利 益 (千円)	1,418,769	1,488,261	1,717,207	1,658,042
1株当たり当期純利益 (円)	91.31	95.78	110.52	106.71
総 資 産 (千円)	19,161,246	17,990,683	20,146,881	21,116,076
純 資 産 (千円)	12,806,799	13,532,714	14,550,197	15,437,846
1株当たり純資産額 (円)	824.23	870.95	936.43	993.56

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	主要な営業所の所在地	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株) ライフタイムメディ	東京都世田谷区 東京都国立市	25百万円	85.00	通所介護、訪問看護・リハビリテーション、居宅介護支援等
(株) ケアビジネスサポートシステム	大阪府堺市	39百万円	90.00	福祉用具貸与事業者向けのクラウドサービス事業等

(注) (株)ケアビジネスサポートシステムにつきましては、2022年3月31日付で新たに株式を取得したため、重要な子会社としております。

② 重要な関連会社の状況

会社名	主要な営業所の所在地	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株) ブリッジサポート	京都府京都市	15百万円	49.00	福祉用具貸与等
華録健康養老服務南通有限公司	中国	10百万RMB	30.00	福祉用具貸与等

(4) 対処すべき課題

2021年度は「中期経営計画 2021」の最終年度として、主要な目標として掲げた①「福祉用具サービス（福祉用具レンタル卸等）」の収益力強化、②高齢者生活支援サービスの創出・育成による将来の基盤づくり、の実行に努めました。また、定量目標は売上高、親会社株主に帰属する当期純利益、ROE（自己資本利益率）の各項目で達成することが出来ました。

当社グループは、2022年1月に公表した新たな中期経営計画で掲げたとおり、「健康長寿社会への貢献」の社是のもと、福祉用具サービス（福祉用具レンタル卸等）の更なる強化とともに、第二の収益の柱とすべく取り組んでいる高齢者生活支援サービスにおいて、様々な社会の課題に的確に対応するサービスの創出を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値の更なる向上を目指してまいります。

2022年度におきましても、当社グループは、引き続き役職員の新型コロナウイルス感染症感染予防、健康管理の強化等できうる限りの安全対策に工夫をこらしながら、福祉用具レンタルや食事サービス等の安定供給を通じて事業の継続を図ってまいります。また、初年度となる中期経営計画の確実な実行に努めてまいります。

■福祉用具サービス

【福祉用具レンタル卸】

営業拠点の新設・移設、福祉用具の洗浄・修理能力の更なる向上、配送の効率化などに向けた各種施策に取り組んでまいります。

■高齢者生活支援サービス

【おむつ】

在宅にお住まいの高齢者のおむつ漏れを改善するサービスであるフィッティング付きおむつ配送サービス「おむピタ」の拡大に取り組んでまいります。

【食事サービス】

新規顧客の獲得、新商品の開発、物流の効率化などに向けた各種施策に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社は[健康長寿社会への貢献]という社是のもと、「高齢者生活支援事業」において、福祉用具貸与の指定を受けている事業者向けの福祉用具の貸与及び販売等の「福祉用具サービス」と介護事業者向け食事サービス、通所介護、訪問看護及び居宅介護支援等の「高齢者生活支援サービス」を行っております。

(6) **主要拠点等** (2022年3月31日現在)

① 当社の主要拠点等

名 称 等	所 在 地
本 社	東京都港区
大阪メンテナンスセンター	大阪府大東市
営 業 拠 点	全国89拠点

② 子会社

子会社については「1. 企業集団の現況 (3) 重要な子会社等の状況」に記載のとおりであります。

(7) **使用人の状況** (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,163 (286) 名	128名増 (39名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,124 (243) 名	128名増 (30名増)	41.0歳	6.6年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 64,000,000株

(2) 発行済株式の総数 16,342,400株

(3) 株主数 13,654名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
三菱商事(株)	6,255,000	40.25
総合警備保障(株)	4,965,000	31.95
(株)三菱総合研究所	544,000	3.50
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券(株))	166,900	1.07
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 (株)日本カストディ銀行)	156,300	1.00
NCS従業員持株会	147,200	0.94
梶田 法義	86,700	0.55
光通信(株)	73,500	0.47
渡邊 勝利	68,000	0.43
津賀 暢	42,600	0.27

(注) 1. 当社は自己株式804,543株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 崎 俊 哉	C I O
取締役常務執行役員	平 松 雅 之	営業統括兼営業本部長兼サービス本部長兼経営企画室長
取締役	木 村 真 敏	エム・シー・ヘルスケア(株) 代表取締役社長
取締役	熊 谷 敬	総合警備保障(株) 常務執行役員、介護事業担当、営業本部副本部長
取締役（社外）	吉 池 由 美 子	(株)三菱総合研究所 シンクタンク部門統括室長
取締役（社外）	中 村 一 彦	東京海上日動ベターライフサービス(株) 代表取締役社長
常勤監査役	岡 田 真	
監査役	高 橋 吉 雄	三菱商事(株) コンシューマー産業管理部長 三菱食品(株) 監査役
監査役（社外）	伊 藤 利 之	
監査役（社外）	上 石 奈 緒	四季の法律事務所 弁護士

- (注) 1. 当社は、取締役吉池由美子、中村一彦、監査役伊藤利之、上石奈緒の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役岡田真氏は、財務・経理・人事等の管理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役高橋吉雄氏は、財務・経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

2021年6月25日開催の第23回定時株主総会において、平松雅之、熊谷敬の両氏は、取締役に選任され、就任いたしました。

5. 取締役木村真敏氏は、エム・シー・ヘルスケア(株)の代表取締役社長であります。同社は2022年4月1日付の持株会社化によりエム・シー・ヘルスケアホールディングス(株)に商号を変更しております。
6. 当社は、執行役員制度を導入しており、2022年4月1日現在での取締役兼務者を除く執行役員及びその担当は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	大 芝 生 生	管理本部長
執行役員	藤 井 剛	管理本部副本部長
執行役員	宮 入 卓 也	営業本部長補佐
執行役員	三 浦 靖 弘	営業本部長補佐兼首都圏第二ブロック長
執行役員	古 賀 基 継	経営企画室副室長
執行役員	永 沼 豊	営業本部長補佐兼東日本ブロック長兼北東北ブロック長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等（退任役員含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が負担することになる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等の場合には、填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること並びに報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 基本報酬に関する方針

基本報酬は、取締役の役位・職責等に応じて支給額を決定する。

ロ. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、単年度及び中長期の事業計画に沿って経営指標目標及び重点戦略目標の別に策定するものとし、役位・職責等に応じて設定される基準額に各目標に対する達成率に応じて算出された額を支給する。

ハ. 報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬等の上限が報酬全体に占める割合は、約30%～50%の範囲内で役位・職責等が上がるほどその割合が大きくなるように設定するものとする。

ニ. 報酬等の付与時期に関する方針

- ・基本報酬は、月例の固定金銭報酬とする。
- ・業績連動報酬等である賞与は、原則として事業年度終了後一定の時期に支給する。

ホ. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

- ・各取締役の報酬等については、取締役会が、代表取締役及び非常勤取締役で構成される報酬諮問委員会における答申内容を踏まえ、その具体的内容を決定する。
- ・各取締役の報酬等については、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内で世間水準、当社業績並びに社員給与とのバランス等を考慮して決定するものとする。
- ・非常勤取締役の報酬は、基本報酬のみで構成する。
- ・監査役の報酬等については、2021年3月26日開催の監査役会において、監査役の協議により監査役報酬の決定方針を決議しております。監査役報酬は、株主の負託を受けた独立の機関としてその職務執行が可能な人材を登用できること、客観性と透明性の高いものであることを基本方針としております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	62,160 (4,800)	52,600 (4,800)	9,560 (-)	- (-)	7 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	24,360 (7,200)	24,360 (7,200)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	86,520 (12,000)	76,960 (12,000)	9,560 (-)	- (-)	11 (4)

- (注) 1. 上記には2021年3月31日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等にかかる経営指標は売上高、親会社株主に帰属する当期純利益、ROE（自己資本利益率）であり、その実績は売上高が23,297百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が1,675百万円、ROE（自己資本利益率）11.1%であります。当該経営指標を選択した理由は、売上高については、高齢者人口の増加とともに需要の増加が見込まれる中、市場でのシェア拡大に向けた指標になること、親会社株主に帰属する当期純利益については、株主への利益還元の出発点になること、ROE（自己資本利益率）については、企業の資本効率性を客観的に評価できること等によるものであります。

4. 取締役の報酬限度額は、2004年4月27日開催の第6回定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は4名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2004年4月27日開催の第6回定時株主総会において、年額80,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
6. 業務執行取締役の報酬については、取締役会の諮問に基づき、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会において、会社の業績や経営内容等を総合的に考慮し、公正かつ透明性の高い評価を行った上で、同委員会からの答申に基づき、取締役会において報酬額を決定することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

区分	氏名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
取締役	吉池由美子	(株)三菱総合研究所 シンクタンク部門統括室長	特別な利害関係はありません。
取締役	中村一彦	東京海上日動ベターライフサービス(株) 代表取締役社長	特別な利害関係はありません。
監査役	上石奈緒	四季の法律事務所 弁護士	特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	吉 池 由 美 子	<p>当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。取締役会では健康・医療・介護や高齢者福祉等介護業界における豊富な調査・研究実績に基づき積極的に意見を述べており、中立かつ客観的な立場から、当社の経営に関する確かな助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また報酬諮問委員会の委員長として当社の役員報酬の決定過程に対し、独立役員として当社の取締役候補者の選定過程に対し、中立かつ客観的な立場で監督機能を担っております。</p>
	中 村 一 彦	<p>当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。取締役会では、介護業界の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき積極的に意見を述べており、中立かつ客観的な立場から、当社の経営に関する確かな助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また報酬諮問委員会の委員として当社の役員報酬の決定過程に対し、独立役員として当社の取締役候補者の選定過程に対し、中立かつ客観的な立場で監督機能を担っております。</p>
監査役	伊 藤 利 之	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の内11回、及び監査役会13回の内12回に出席いたしました。</p> <p>取締役会、監査役会、代表取締役との定期対話等において、医師としての豊富な知識と高い見識に基づき、中立かつ客観的な立場から、福祉用具貸与等介護保険サービスを含む、経営全般に関する積極的な提言や発言を行っております。</p>
	上 石 奈 緒	<p>当事業年度に開催された取締役会12回、及び監査役会13回全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会、監査役会、代表取締役との定期対話等において、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、中立かつ客観的な立場から、コンプライアンスの観点で積極的な提言や発言を行っております。</p>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、適正かつ効率的な監査を実現するため監査計画の内容、会計監査の遂行状況及び必要な監査日数や人員数等に基づく報酬見積の算定根拠について、会計監査人と十分な協議を重ねて監査報酬が決定されたことの検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議している事項は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 企業倫理、社会規範を最優先する旨を明記した、役職員行動規範を定め周知徹底する。
 - ロ. 会社相談窓口（社外相談窓口を含む）を設け、コンプライアンスに関する相談に迅速に対応する体制とする。
 - ハ. 代表取締役社長を委員長とし、常勤役員・執行役員のうち委員長が指名した委員で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、定期的開催する。
 - ニ. 適切な財務諸表作成のために、経理規程を定めるとともに、財務報告の信頼性確保のための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。
 - ホ. 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、各部門の監査を定期的に行う。
 - ヘ. 社会秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体とは、一切の関係を遮断し、断固たる姿勢で臨む。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会決議等会社の重要な意思決定については、必ず文書化するとともに、法定保存文書と同様に、法令並びに社内規程に基づき、所定の期間保存し、適切に管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社を取り巻く各種リスクについては、担当する部門を定め、規則の制定、研修等を行う。
 - ロ. 内部監査部門は、各種リスクについての対応が適切に行われているかを定期的に監査する。
 - ハ. 危機管理委員会を設け、危機管理体制の整備、危機管理に係る事項の発生について調査・対応処置の決定を行うとともに、危機管理に係る事項の発生事実及び講じた措置について、定期的に取り締役に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会は、原則として月1回開催し、経営上の重要事項について迅速かつ確かな意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程等社内規程に基づいた権限委譲を各役員に行い、効率的な業務執行を行う。
 - ロ. 取締役会で決定した毎年の経営方針・目標に沿って、各部門は当年度の目標及び利益計画を策定し、達成状況を常時フォローアップし、翌年度に達成状況に応じた業績評価を実施する。

- ハ、経営会議を定期的に開催し、経営上或いは業務執行上基本的または重要な事項について幅広く協議・検討する。
- ⑤ 当社並びに当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ、当社の定める社内規程において、子会社の重要事項については、当社の事前承認・事前協議を義務付ける。
- また、当社の事業投資管理部門においては、子会社における不測の事態発生に備える体制を構築するとともに、役員のパ遣を通じて子会社の業務執行状況を随時確認する。
- ロ、当社の定める社内規程において、当社及び子会社の相互に発生する経営上の重要な案件を合理的に解決し経営の効率化を追求することを定める。
- ハ、当社は、子会社の役職員の行動規範を定め、子会社の全ての役職員に周知徹底する。
- また、子会社の役職員が、コンプライアンス案件を当社のコンプライアンス相談窓口（会社相談窓口）に、直接通報が行える体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を速やかに設置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 補助すべき使用人を設置する場合には、使用人の人数や人事異動・人事考課等監査役会の同意を要するものとし、取締役からの独立性が確保されるよう、その人事に関しては、取締役と監査役が協議を行う。
- また、当該使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ、当社及び子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。
- ロ、当社及び子会社の役職員は、職務の執行に関する法令違反、定款違反、不正行為の事実または会社に損害を及ぼす恐れのある事実を知り、またはその他危機管理に係る事由が発生したときは、内部公益通報に関する規程に定める窓口に通報を行うものとし、窓口担当者は、同規程の定めにしたがって監査役に共有する。
- ハ、前項の通報を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該通報を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底する。
- ニ、取締役は、監査役が必要と認める重要な会議に出席することができる体制を整備するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を監査役に回覧し、必要に応じて、その内容を説明する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 役職員は、監査役との相互の意思疎通を図るため、必要に応じ監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ロ. 内部監査部門は、監査役との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ハ. 取締役は、会計監査人に監査役と定期的に意見及び情報の交換を行うことを求める。
 - ニ. 監査役が、独自に弁護士や公認会計士を起用し、監査業務に関する助言を受けることができるようにする。
 - ホ. 監査役が、その職務の執行について当社に対し費用の前払いなどの請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に関わる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 監査役の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

(注) 当社グループの業務の適正を確保するための体制については、2022年5月25日開催の取締役会決議により、2022年6月1日付けにて「公益通報者保護法」の改正施行に基づく、必要な体制の整備に合わせた改定を行っており、上記の体制は当該改定がなされた後のものであります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 法令遵守体制

当社役職員の行動指針を定めた「役職員行動規範」、及び遵守すべき法令・企業倫理・社内規範を取り纏めた「コンプライアンスマニュアル」について、役職員に周知徹底するとともに、毎年全役職員を対象としたコンプライアンス教育を実施しコンプライアンス意識の向上・強化を図っております。

コンプライアンス相談窓口（会社相談窓口）を社内外に常設し、コンプライアンス違反の未然・早期把握と是正を図るなど、コンプライアンス推進に取り組んでおります。また、コンプライアンスに関する報告・相談者が、不利益な扱いを受けないことを社内規程に明記し、報告・相談者の保護を徹底する一方、2022年6月1日から施行される公益通報者保護法に適切に対応するための体制を検討いたしました。

コンプライアンス違反事例に対しては、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス違反事例に対する対応及び再発防止策について検討・実施しております。

内部監査部門は内部監査計画に基づき、法令・社内規程などの遵守状況について、社内各部門を対象とする業務監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び常勤監査役に報告しております。

② 情報の保存及び管理

取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関わる情報の保存

については、社内規程に基づき適切に保存・管理されております。

会社情報の搾取・破壊等を目的としたサイバー攻撃に対しては、システム上の対策に加え、職員への継続的な教育を実施する等、適切な対策を実施しております。

③ 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

企業倫理と社会規範を最優先する旨を明記した「役職員行動規範」を定め、役職員が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、新型コロナウイルスへの感染症対策として「感染防止対応・行動指針」及び「感染防止対応 勤務体制ガイドライン」を策定し役職員の感染防止を図るとともに、感染状況に応じた業務対応について、定期的に全役職員へ周知し、web会議システムの活用やテレワーク環境の構築、運用等により適正かつ効率的な業務執行に取り組みました。

取締役の職務執行の効率性の確保については、毎月開催される取締役会においては、審議資料を事前配布し、重要議題については事前説明を実施することで出席者が十分な準備を行えるよう配慮しております。審議にあたっては社外取締役及び社外監査役が、独立の立場から積極的な意見表明を行う機会を設け、監督機能の充実を図っております。

④ グループ会社管理体制

子会社においては、経営上の重要事項が子会社の取締役会付議・報告事項として定められており、子会社に当社から取締役・監査役を派遣することで、子会社の経営状況を把握、管理できる体制となっております。加えて、毎月開催される当社取締役会において、所管部門より子会社の業績及び営業状況を報告しております。

また、子会社の役職員の行動規範を定め、子会社の全ての役職員に周知するとともに、子会社の役職員が、コンプライアンスに関する問題を当社のコンプライアンス相談窓口（会社相談窓口）に、直接通報が行える体制を整えております。

内部監査部門は、子会社における重要業務の遂行・管理体制について、整備・運用状況評価を行いました。

⑤ 監査役

社外監査役を含む監査役会は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議その他の重要会議への出席や取締役、使用人等からのヒアリングを通じて当社の内部統制の整備・運用状況を確認いたしました。また、会計監査人、内部監査部門と必要に応じて連携、情報交換を実施し、より実効性の高い運用について助言を行いました。

本事業報告の中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,710,657	流 動 負 債	4,519,231
現金及び預金	748,067	買掛金	746,333
受取手形及び売掛金	987,408	レンタル資産購入未払金	915,226
レンタル未収入金	2,454,481	1年内返済予定の長期借入金	7,716
有価証券	999,993	未払法人税等	405,650
商品	45,558	賞与引当金	315,916
貯蔵品	42,809	レンタル資産保守引当金	1,353,600
短期貸付金	1,100,000	その他	774,788
その他	340,338	固 定 負 債	1,287,458
貸倒引当金	△8,000	長期借入金	52,000
固 定 資 産	14,609,220	退職給付に係る負債	1,071,381
有 形 固 定 資 産	12,549,828	その他	164,076
レンタル資産	10,534,721	負 債 合 計	5,806,689
建物及び構築物	1,195,629	(純 資 産 の 部)	
機械装置及び運搬具	97,762	株 主 資 本	15,480,368
工具、器具及び備品	663,584	資本金	2,897,650
土地	58,130	資本剰余金	1,641,650
無 形 固 定 資 産	328,358	利益剰余金	11,356,073
投 資 そ の 他 の 資 産	1,731,033	自己株式	△415,005
投資有価証券	429,992	その他の包括利益累計額	18,575
長期貸付金	1,639	その他有価証券評価差額金	18,486
繰延税金資産	996,200	為替換算調整勘定	9,690
その他	303,201	退職給付に係る調整累計額	△9,601
資 産 合 計	21,319,877	非 支 配 株 主 持 分	14,243
		純 資 産 合 計	15,513,187
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,319,877

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		23,297,750
売上原価		14,478,638
売上総利益		8,819,111
販売費及び一般管理費		6,492,015
営業利益		2,327,096
営業外収益		
受取利息	651	
為替差益	5,233	
持分法による投資利益	22,948	
補助金収入	3,070	
その他	3,661	35,565
営業外費用		
支払利息	7	7
経常利益		2,362,654
特別利益		
受取保険金	21,551	21,551
特別損失		
固定資産除却損	4,516	
投資有価証券評価損	2,204	6,720
税金等調整前当期純利益		2,377,484
法人税、住民税及び事業税	789,953	
法人税等調整額	△86,962	702,990
当期純利益		1,674,493
非支配株主に帰属する当期純損失		637
親会社株主に帰属する当期純利益		1,675,131

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日 残高	2,897,650	1,641,650	10,436,399	△414,961	14,560,737
会計方針の変更による 累積的影響額			△40,713		△40,713
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,897,650	1,641,650	10,395,685	△414,961	14,520,024
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△714,742		△714,742
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,675,131		1,675,131
自己株式の取得				△43	△43
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	960,388	△43	960,344
2022年3月31日 残高	2,897,650	1,641,650	11,356,073	△415,005	15,480,368

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額	為替換算調 整 勘 定	退職給付に 係る調整累 計 額	その他の包 括利益累計 額 合 計		
2021年4月1日 残高	33,378	1,706	3,863	38,948	6,349	14,606,035
会計方針の変更による 累積的影響額						△40,713
会計方針の変更を反映した 当期首残高	33,378	1,706	3,863	38,948	6,349	14,565,322
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△714,742
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,675,131
自己株式の取得						△43
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△14,892	7,984	△13,464	△20,372	7,893	△12,478
連結会計年度中の変動額合計	△14,892	7,984	△13,464	△20,372	7,893	947,865
2022年3月31日 残高	18,486	9,690	△9,601	18,575	14,243	15,513,187

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,509,773	流 動 負 債	4,498,336
現金及び預金	609,693	買掛金	753,480
受取手形及び売掛金	926,080	レンタル資産購入未払金	915,226
レンタル未収入金	2,455,424	未払金	568,274
有価証券	999,993	未払法人税等	405,000
商貯蔵品	45,443	預り金	52,919
前払費用	42,809	賞与引当金	315,144
短期貸付金	228,620	レンタル資産保守引当金	1,353,600
未収入金	1,100,000	その他の	134,691
その他の	43,985	固 定 負 債	1,179,893
貸倒引当金	65,723	退職給付引当金	1,055,446
	△8,000	長期預り保証金	95,968
固 定 資 産	14,606,303	その他の	28,479
有 形 固 定 資 産	12,547,068	負 債 合 計	5,678,230
レンタル資産	10,534,721	(純 資 産 の 部)	
建物	1,184,368	株 主 資 本	15,419,360
構築物	9,340	資 本 金	2,897,650
機械及び装置	96,390	資 本 剰 余 金	1,641,650
車両運搬具	998	資本準備金	1,641,650
工具、器具及び備品	663,117	利 益 剰 余 金	11,295,065
土地	58,130	利益準備金	16,370
無 形 固 定 資 産	278,023	その他利益剰余金	11,278,695
ソフトウェア	256,939	繰越利益剰余金	11,278,695
ソフトウェア仮勘定	21,084	自 己 株 式	△415,005
投 資 其 他 の 資 産	1,781,212	評 価 ・ 換 算 差 額 等	18,486
投資有価証券	310,025	その他有価証券評価差額金	18,486
関係会社株式	156,788	純 資 産 合 計	15,437,846
従業員に対する長期貸付金	1,639	負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,116,076
関係会社長期貸付金	50,000		
長期前払費用	2,875		
繰延税金資産	986,669		
差入保証金	265,520		
その他の	7,692		
資 産 合 計	21,116,076		

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		22,978,399
売 上 原 価		14,217,631
売 上 総 利 益		8,760,767
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,427,453
営 業 利 益		2,333,314
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,050	
有 価 証 券 利 息	100	
為 替 差 益	5,233	
そ の 他	4,303	10,687
経 常 利 益		2,344,001
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	21,551	21,551
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,516	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,204	6,720
税 引 前 当 期 純 利 益		2,358,832
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	789,383	
法 人 税 等 調 整 額	△88,593	700,789
当 期 純 利 益		1,658,042

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
2021年 4 月 1 日残高	2,897,650	1,641,650	16,370	10,376,109	△414,961	14,516,818
会計方針の変更による累 積 的 影 響 額				△40,713		△40,713
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	2,897,650	1,641,650	16,370	10,335,396	△414,961	14,476,104
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				△714,742		△714,742
当 期 純 利 益				1,658,042		1,658,042
自 己 株 式 の 取 得					△43	△43
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	943,299	△43	943,255
2022年 3 月31日残高	2,897,650	1,641,650	16,370	11,278,695	△415,005	15,419,360

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差 額 等 合 計	
2021年 4 月 1 日残高	33,378	33,378	14,550,197
会計方針の変更による累 積 的 影 響 額			△40,713
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	33,378	33,378	14,509,483
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△714,742
当 期 純 利 益			1,658,042
自 己 株 式 の 取 得			△43
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△14,892	△14,892	△14,892
事業年度中の変動額合計	△14,892	△14,892	928,363
2022年 3 月31日残高	18,486	18,486	15,437,846

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社日本ケアサプライ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 博 嗣

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 士 直 和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本ケアサプライの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本ケアサプライ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社日本ケアサプライ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野博嗣

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福士直和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本ケアサプライの2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、一部監査等において、web会議システムを利用するなどの代替的手段により概ね、計画通りの監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき構築及び運用されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から定期的に状況報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、同会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、同会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表、その附属明細書）、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株 式 会 社	日 本	ケ	ア	サ	ブ	ラ	イ	監 査 役 会
	常 勤	監 査	役	岡 田	真	◎		
	社 外	監 査	役	伊 藤	利 之	◎		
	社 外	監 査	役	上 石	奈 緒	◎		
	監	査	役	高 橋	吉 雄	◎		

以 上

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第24期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は932,271,420円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="439 303 541 334">(新 設)</p> <p data-bbox="278 523 686 553">第16条~第45条 (条文省略)</p> <p data-bbox="439 828 541 858">(新 設)</p>	<p data-bbox="802 163 1014 193"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="792 199 1341 299">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p data-bbox="792 305 1341 480">2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="852 523 1261 553">第16条~第45条 (現行通り)</p> <p data-bbox="802 595 889 625"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="792 632 1341 837">1. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="792 843 1341 1019">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="792 1025 1341 1161">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役木村真敏氏は辞任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の決定に当たりましては、当社の社是・経営方針に基づき、当社の企業価値向上に貢献できる能力と資質を持っていること、法令及び企業倫理・社会規範の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、取締役が候補者を推薦し、事前かつ個別に独立社外取締役の意見を確認した上で、取締役会において決定しております。

なお、補欠として選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
きたうら かつとし 北浦 克俊 (1965年5月12日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1989年 4月 三菱商事株式会社 入社 2012年 6月 当社 取締役 エム・シー・ヘルスケア株式会社 (現・エム・シー・ヘルスケアホールディングス株式会社) 取締役 2012年 7月 三菱商事株式会社 リテイル・ヘルスケア本部ヘルスケア事業ユニットマネージャー 2013年 4月 同社 食品流通・ヘルスケア本部ヘルスケア事業部長 2014年 4月 同社 生活商品本部ヘルスケア部長 2017年 4月 エム・シー・ヘルスケア株式会社 (現・エム・シー・ヘルスケアホールディングス株式会社) 取締役常務執行役員 2021年 4月 同社 取締役 (現任) 三菱商事株式会社 ヘルスケア本部長 (現任)	0株
(取締役候補者とした理由) 北浦克俊氏は、三菱商事(株)及び同グループ企業における豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対する確かな助言・提言を行うことが期待されることから、取締役としての選任をお願いするのであります。		

- (注) 1. 取締役候補者は三菱商事(株)のヘルスケア本部長であり、当社は三菱商事(株)及び綜合警備保障(株)の3社による業務提携契約を締結しております。
2. 当社は、取締役候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結を予定しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の19ページに記載の通りです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役伊藤利之氏は辞任されます。つきましては監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者の決定に当たりましては、当社の社是・経営方針に基づき、当社の企業価値向上に貢献できる能力と資質を持っていること、法令及び企業倫理・社会規範の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、監査役会の同意を得た上で、取締役会において決定しております。

なお、監査役候補者渡邊愼一氏は、辞任される監査役の補欠として選任されるものではなく、その任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 (重要な兼職の状況)	歴 所有する 当社の株式数
<p>わたなべ しんいち 渡邊 愼一 (1961年12月28日生)</p> <p>新任</p> <p>社外監査役</p> <p>独立役員</p>	<p>1983年 3月 作業療法士免許取得</p> <p>1987年 4月 横浜市総合リハビリテーションセンター 勤務</p> <p>2002年 4月 厚生労働省 老健局振興課 福祉用具・住宅改修指導官</p> <p>2010年 10月 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事 (現任)</p> <p>2018年 4月 厚生労働省 老健局参与(介護ロボット担当) (現任)</p> <p>2021年 4月 横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長 (現任)</p> <p>2021年 6月 公益財団法人テクノエイド協会 理事 (現任)</p>	<p>0株</p>
<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>渡邊愼一氏は、作業療法士として介護に関する幅広い知識と高い見識に基づき、社外監査役として中立かつ客観的な立場で監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p>		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者は、社外監査役候補者であります。
なお、監査役候補者は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、監査役候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結を予定しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の19ページに記載の通りです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。

[ご参考]

第3・4号議案が原案通り承認されたのちの当社取締役・監査役（予定）

氏名	地位	社外	企業経営	財務・会計 ・税務	人事・労務	法務・ コンプライ アランス	技術・IT	海外経験	行政・ 政府機関	業界知見 (医療・介護・ ヘルスケア)	他業種での 経験
高崎 俊哉	代表取締役社長		○	○	○		○	○		○	○
平松 雅之	取締役 常務執行役員		○	○	○			○		○	○
北浦 克俊	取締役		○	○	○			○		○	○
熊谷 敬	取締役		○	○	○	○			○	○	○
吉池 由美子	取締役	○	○	○	○				○	○	○
中村 一彦	取締役	○	○	○	○	○				○	○
岡田 真	常勤監査役		○	○	○					○	○
高橋 吉雄	監査役		○	○				○			○
上石 奈緒	監査役	○	○		○	○			○		○
渡邊 慎一	監査役	○			○			○	○	○	○

取締役・監査役が保有するスキルを示したものです。

以 上

招集
ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

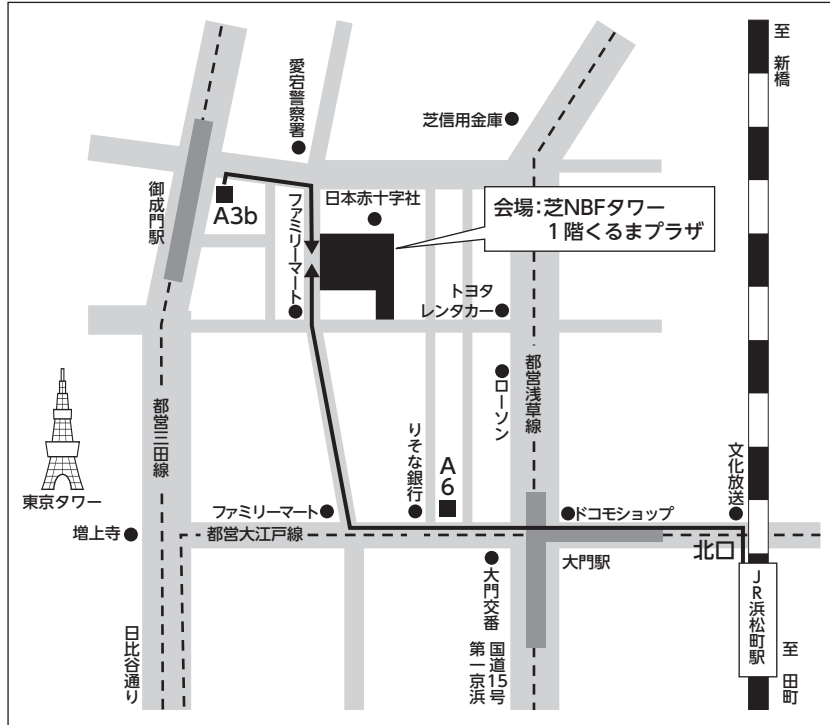
株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝大門一丁目1番30号

芝NBFタワー1階 くるまプラザ第1～第3会議室

TEL 03-5733-0381



- 交通のご案内**
- 地下鉄 都営三田線「御成門」駅A3b出口 徒歩3分
 - 地下鉄 都営浅草線・都営大江戸線「大門」駅A6出口 徒歩4分
 - JR山手線・京浜東北線「浜松町」駅北口 徒歩8分

※専用駐車場はありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。